

# 福井県動物愛護管理推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、本県における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護管理に関する施策等に関し必要な協議を行うため「福井県動物愛護管理推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項の協議を行う。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること。
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること。
- 三 動物の愛護および適正な飼養の推進に関すること。
- 四 福井県動物愛護管理推進計画に関すること。
- 五 その他前各号の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、委員10名以内で次に掲げる者により構成する。

- 一 学識経験者
  - 二 獣医師団体
  - 三 動物愛護団体
  - 四 関係行政団体
  - 五 その他知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた時は、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長を各1名置く。

- 2 会長は、健康福祉部企画幹が務めるものとし、会長は副会長を指名する。
- 3 会長は協議会を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は必要に応じて関係者等に対し、協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

(別紙1)

## 福井県動物愛護管理推進協議会名簿

(平成26年度)

所 属	氏 名
福井県教育庁企画幹 (義務教育)	上野 弘
仁愛大学人間学部心理学科 教授	大森 慈子
福井県健康福祉部企画幹	北 慶一
公益社団法人日本愛玩動物協会 福井県支部長	坂川 逸海
公益社団法人福井県獣医師会 会長	柴田 晴夫
公益社団法人福井県獣医師会 学校飼育動物事業対策委員会 委員長	大門 由美子
美浜町住民環境課長	田辺 正
福井市足羽山公園遊園地 園長	前田 淳一
福井県自治会連合会 会長	村西 勝雄
坂井市生活環境部環境推進課長	吉川 誠一

(五十音順、敬称略)